

## 株式会社ライフスケツト

### ケアサービス すけっと

## 訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 株式会社ライフスケツトが開設するケアサービスすけっと(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護または南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業(以下「南伊勢町総合事業」という。)の各事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または南伊勢町総合事業にあつては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護および指定介護予防訪問介護または南伊勢町総合事業のサービスを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

##### 第2条 【指定訪問介護の運営の方針】

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあつては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

##### 【南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業の運営の方針】

南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	ケアサービスすけっと
所在地	三重県度会郡南伊勢町河内535番地

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

##### (1)管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

##### (2)サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

##### (3)訪問介護員

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

##### (4)事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

##### 【管理者の員数等】

職種	員数
管理者	1人(常勤)

##### 【サービス提供責任者の員数等】

職種	員数
サービス提供責任者	1人以上

##### 【訪問介護員の員数等】

職種	員数
訪問介護員	2.5人以上(常勤換算)

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日 日・月・火・水・木・金・土・祝日(年中無休)
- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
但し、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。
- サービス提供日 日・月・火・水・木・金・土・祝日(年中無休)
- サービスの提供時間 24時間(業務体制により可能な限り)

#### (指定訪問介護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

##### (1)身体介護

食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、身体整容、着替介助、起床や就寝の介助、体位交換、通院介助、移動・移乗の介助、外出介助、その他必要な身体介護

##### (2)生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、衣服の整理、買い物、薬の受取、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助

##### (3)相談・助言に関すること

生活・身上・介護に関する相談・助言、その他必要な相談・助言

(南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

- 第7条 南伊勢町総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、南伊勢町が定める額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
- (1) 訪問型独自サービス事業
  - ① 訪問型独自サービス費(Ⅰ)…週1回程度の訪問型サービス
  - ② 訪問型独自サービス費(Ⅱ)…週2回程度の訪問型サービス
  - ③ 訪問型独自サービス費(Ⅲ)…週2回を超える程度の訪問型サービス

(指定訪問介護等の利用料等)

- 第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
○実施地域を越えた地点から、1km毎に30円を加算した額を交通費とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書を説明を

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

南伊勢町	旧南島地内及び旧南勢地内の相賀浦、礪浦、迫間浦、押淵、始神、斎田、伊勢路、内瀬、船越、五ヶ所浦
度会町	南中村、脇出、和井野、市場、柳、川上

(相談・苦情対応)

- 第10条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に開する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第11条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待の防止)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待防止検討委員会の設置及び定期的な開催
  - 2 虐待の防止のための指針の整備
  - 3 職員に対する虐待の防止のための定期的な研修の実施
  - 4 前記の措置を適切に実施するための担当者の配置

(身体的拘束等の禁止)

- 第15条 1 事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行わない。  
2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 1 事業所は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を策定し、これを職員に周知する。  
2 前項の計画に基づき、職員に対する定期的な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

- 第17条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、及び利用者やその家族等からのカスタマーハラスメントを防止するための体制を整備し、必要な措置を講じるものとする。

(重要事項の公表)

- 第18条 1 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の重要事項を事業所内の見えやすい場所に掲示する。  
2 前項の内容を、インターネット上のウェブサイト等において公表し、広く閲覧可能な状態に置くものとする。

(記録の整備)

- 第19条 1 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  
2 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。  
一 訪問介護計画  
二 提供した具体的なサービス内容の記録  
三 苦情の内容及び対応の記録  
四 事故の状況及び処置の記録  
五 身体的拘束等の記録

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 指定訪問介護事業所は、業務体制を整備し、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修

の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 1ヶ月1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ライフスケツトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は、適切な指定訪問介護(南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が回されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和 8年3月23日から施行する。